

滋賀県内水面漁場計画（素案）に対する意見聴取の結果について

令和 5 年の漁業権一斉切替えに向けた漁場計画の案の作成にあたり、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号。以下「法」という。）第 67 条第 2 項において読み替えて準用する第 64 条第 1 項の規定に基づいて実施した、滋賀県内水面漁場計画（素案）（以下「漁場計画（素案）」という。）に対する意見聴取の結果は以下のとおりです。

◆公表の方法

漁場計画（素案）を水産課ホームページのほか、以下の場所で縦覧に供しました。

- ・滋賀県農政水産部水産課（県庁本館 4 階）
- ・県民情報室（県庁新館 2 階）

◆募集の期間

令和 4 年 12 月 9 日（金曜日）から令和 5 年 1 月 9 日（月曜日）まで募集しました。

◆意見の提出

募集期間中の有効な意見の提出はありませんでした。

ただし、漁場計画（素案）に関する具体的な利害関係の認められない意見が 1 件提出されましたので、漁業権制度の運用上の参考とさせていただくこととします。

意見者	意見の概要
遊漁者	<ul style="list-style-type: none"> ● コイ釣りの実態はリリースが前提とされており、資源の減耗が抑えられていることから、資源の保護培養上の理由によってコイを漁業権魚種とする必要が無いのではないか。 ● 夜釣り禁止にかかる遊漁規則変更申請の提出および漁場管理委員会が認可した時期と理由、遊漁料の調整の有無について教えてほしい。 ● 漁協が定める遊漁規則において、遊漁者の安全確保および近隣住民からの苦情への対応を理由に夜釣りを禁止することは、トラブルを起こさない釣り人に不利益が生じる。トラブルについては、自治体が看板の設置やルール作りを行うなどにより対処してはどうか。